

その他の支援

中小企業の労働生産性向上の実現を支援します！

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例

中小企業等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図る目的で「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けた場合、税制支援などの支援措置を受けることができます。

【注意事項】

令和5年度の税制改正により、固定資産税の特例率や要件が変更されました。それに伴い、各種申請様式等が変更となっておりますので、新たに申請を行う際は、必ず新様式をご利用ください。

対象	市の「導入促進基本計画」において対象となる業種、事業等
対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた、資本金が1億円以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主など。※先端設備等導入計画の認定要件とは異なります。
対象設備	認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備
支援措置	固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減 さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り課税標準を1/3に軽減 ・令和6年3月31日までに取得した設備：5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備：4年間
問合せ	産業政策課企業誘致担当 TEL.0545-55-2906



※先端設備等導入計画の認定申請に当たっては、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関等）による確認が必要ですので、事前に同機関にご相談ください。

※令和5年4月1日時点の情報です。

中小企業等のDX・テレワーク推進を支援します

DX・テレワーク推進

市では、「富士市デジタル変革宣言」の「テレワーク先進都市の実現」を目指す具体的な方策や工程を示すものとして「テレワーク推進ロードマップ」を策定し、市内企業・ワーカー向けにセミナーを開催するなど多様なアプローチにより施策を展開しています。



テレワーク実践会議室

これまでテレワークを実践したことがない、やり方がわからない市内事業者様向けにテレワークを実際に体感していただくほか、テレワークやDXに関する相談ができる施設です。

【利用時間】月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始等を除く。）9時から17時まで

【場所】市立中央図書館分館1階

【利用方法】予約制

【問合せ】富士市地域産業支援センター（Beパレットふじ）TEL.0545-52-6777

【利用メニュー】

- ・Web会議、テレワーク関連機器のデモ
- ・テレワーク、DXを活用した業務効率化、働き方改革の相談及び支援

※市内の企業及び個人事業主に対し、テレワークやDXについての初歩的な支援から、実際の機器の導入を含めた具体的な業務効率化の方法の提案を行います。

